

第四次環境基本計画における重点分野

「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」

報告書

【記載項目】

- ①取組状況と課題
- ②中長期的な目標
- ③施策の基本的方向

1. 取組状況と課題

(1) 環境協力の変遷

途上国は、1990年頃を境として、工業化による経済成長路線に乗ることに成功した国とそうでない国の二極化が明確になった。今世紀に入ってからこの動向はますます顕著となり、工業化に成功した中国、インド、ASEANの一部等の新興国では、急速に進んだ経済成長により工業生産活動や消費活動が活発化するとともに、鉱物資源やエネルギーの消費量が急激に増大し、これに伴い、ばい煙や排水による公害、廃棄物発生量の増大等が生じている。これらの問題は、当該国内にとどまらず、国境を越えた広域的な問題として顕在化している場合もある。さらに、経済社会活動の活発化に伴って温室効果ガス発生量の著しい増大や生物多様性の減少が顕在化するなど、地球環境問題の視点からも新興国の影響が非常に重要な位置を占めるようになってきている。これらの国々においては、経済成長とともに環境管理能力は向上しつつあるものの、問題の進行速度に対策が追い付いていない場合や、対策のための制度が構築されてもそれを実行するための体制や人材が不足している場合、さらに地球環境問題に対する自国の役割に対する認識等が必ずしも十分に成熟していない場合等が見られるのが現状である。また、これらの国の内部においては、経済的に発展しつつある都市と取り残された農村との格差の拡大や、農地への転用や違法伐採等による森林の減少・劣化などの問題が発生している。

一方、工業化が十分に進展していない国々においても、著しい人口増加等に伴う環境破壊の進行や、地球温暖化による様々な環境の変化が引き起こされている可能性が指摘されている。これらの国々においては、こうした問題の原因等を的確に特定し、適切な対策を実行する組織や能力が十分に形成されていない場合も見られる。

我が国の対途上国経済協力の重点は、途上国における社会・経済状況の変化とともに変遷してきている。1980年代はインフラ整備など経済開発分野の支援が主流であったが、1990年代に入ると環境分野における協力が重点が置かれるようになり、環境モニタリング能力の向上を出発点として環境管理能力の向上を目指す「環境保全センター」の設立支援や、中国の都市大気汚染の改善を目指した環境モデル都市事業など、環境分野における円借款及び技術協力が増加してきた。その後、2000年以降になると、公害対策から気候変動対策や循環型社会の構築、生物多様性保全、森林保全、水資源対策などその範囲が広がる一方で、中国における公害防止管理者制度の導入支援に見られるように、個別の技術移転からシステム改善、さらには政策支援へと、その対象領域は拡大してきた。また、地域内及び二国間の政策対話の機会が増え、それに基づく協力事業の実施事例も見られる。

また、地球温暖化や生物多様性等の地球環境問題について、国際的な枠組みが形成され取組が進められるとともに、新たな枠組みの交渉も続けられている。我が国は生物多様性条約第10回締約国会議の議長国であり、愛知目標やABS名古屋議定書の採択に尽力するなど、国際交渉への貢献を進めるとともに、多様な地球環境問題に関する

途上国の取組への支援を行っている。

今後の環境協力の在り方を考えるにあたっては、このような流れや提起されてきた諸課題を踏まえつつ、最近の環境問題をめぐる以下のような変化についても考慮に入れる必要がある。

(2) 内外の変化

① 途上国の経済発展

新興国をはじめとして多くの途上国で経済成長が著しく進展したため、外貨準備高からもわかるように、こうした各国では資金的余裕が生じてきた。これらの国の中には、他の途上国に対する社会基盤や設備の提供を、先進国より低事業費かつ迅速に実施する国も現れてきており、被援助国は、援助供与国を、従来の先進国ドナーだけでなく、新興国からも選択する余地が生まれている。このため、環境協力の場面においても、我が国は新興国との役割分担という新しい課題に直面しつつある。

② 公的部門以外のプレーヤーの役割の拡大

途上国向けの資金フローは民間資金が公的資金を凌駕している。後者の大幅な拡大が期待できない現状にあって、途上国の環境保全における民間部門の役割は、今後、益々重要になってくるであろう。また、世界自然保護基金（WWF）や国際自然保護連合（IUCN）などシンクタンク機能とドナーとしての両面をもつNGOは、国際的な調査研究やプロジェクトを実施し、途上国の環境保全に貢献している。気候変動対策等の国際交渉においても民間資金の活用が期待されており、その推進に向けた方策が議論されている。

このため、我が国の環境協力においても、その効果を高めるために、民間企業やNGOなどの民間部門と公的部門との連携をより一層深めることが課題になってきている。

③ 環境と経済・社会の関係性の変化

過去には環境政策は経済政策に対立するものとして捉えられがちであったが、近年では、環境と経済と社会の3要素が密接に関連していることを踏まえ、環境対策によって経済成長を促し、持続可能な社会の実現につなげようとする政策が積極的に打ち出されるようになった。

我が国でも、2010年に閣議決定された「新成長戦略」において、『2020年までに環境・エネルギー大国戦略で50兆円140万人』とするなど、経済成長の牽引力の一つとして環境分野を位置づけている。

④ 自然災害の増加

近年は、ハリケーン等熱帯低気圧の大型化、熱波、洪水、干ばつ、多雨等の異常気象が原因とみられる自然災害が世界各地で多発している。特に我が国は、東日本大地震の経験から、大規模な自然災害が、国内経済のみならず、世界の経済にも甚大な影響を与え得ることを身をもって体験した。大災害が経済に与える影響を最小限にし、

持続可能な開発を進めるためには、社会の強靱性及び柔軟性を高め、自然災害による被害のリスクを軽減する必要がある。

2. 中長期的な目標

(1) 相手国の環境保全の確保

経済のグローバル化や地球規模での環境問題の進行により、途上国における環境問題は、以前の局所的な公害の発生に比べて多様な課題が生じていることや、またその要因は国際経済や地球規模の環境問題なども絡んで複雑化していることなどにより、対処が複雑になってきているため、解決に向けた国際的支援の重要性は高い。我が国も国際社会の一員として、また、多くの資源を海外に依存している国として、こうした国際的支援に引き続き貢献していくべきであり、これまで培った経験や技術を提供することによって、途上国において増大する環境負荷を低減し、自然と共生し、気候変動への強靱さを高める支援をいっそう積極的に行っていく。

(2) 地球規模での環境保全の確保

地球温暖化や生物多様性の保全をはじめとする地球環境問題は、経済成長、天然資源・エネルギー問題と不可分の課題であり、その対策に関しては、我が国を含めた世界全体の利益になるものにもかかわらず、各国の利害の衝突や経済発展の状況の違いなどから先進国と途上国との対立軸のみならず各国間の関係が複雑化しており、国際的な枠組みづくりは容易ではない。我が国は、国益と地球益双方を確保するため、国際社会にとって公平で実効的な枠組み形成や国際協力に戦略的に取り組む。

このため、第一に地球環境保全に関する国際的な連携を確保する。具体的には、多国間環境条約、国連をはじめとする国際機関、近隣国間や二国間などでのあらゆる政策対話の機会を通じて我が国の国益と地球環境全体の双方の観点から必要となる国際環境戦略を展開していく。こうした戦略を構築するために、他国の動向の調査に積極的に取り組むとともに、国別報告制度や国際的なピアレビュー制度などを通じて国際社会において透明性高く環境情報が共有される状況を作る努力を引き続き行う。

今日の地球環境の状況を顧みれば、途上国由来の環境負荷が急速に高まっている中、当該国における環境対策や資源効率の改善は、国内のみならず地球全体の環境保全のために重要である。二酸化炭素の排出量を見ても、途上国からの排出量がすでに世界全体の約6割を占め、そのシェアは今後も増加することが想定されている。そのため、これらの国における排出削減なしには実効性のある気候変動対策を行うことはできない。また、途上国は、気候変動の影響に対して十分な強靱さを有しておらず、洪水等の気象災害、気温上昇・海面上昇のように中長期的に進行する変動によって途上国の発展は深刻な影響を受ける。また、途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガス

の排出量は、世界の総排出量の2割を占めるとされている。これらを踏まえ、我が国は、途上国を中心とした国々との間で国際環境協力を推進し、互惠関係を構築する。その際、政府開発援助（ODA）などを通じた支援型の協力だけではなく、技術開発や制度の構築など各国が対等な立場で参加する環境協力も積極的に推進する。

また、違法伐採された木材の利用など持続可能でない森林管理や気候変動、森林火災等による森林の減少・劣化は、地球温暖化、生物多様性の損失、砂漠化の進行等、地球規模での環境問題を更に深刻化される恐れがある。このため、各国政府や国際機関、NGO等と協力して、持続可能な森林経営を推進するとともに、開発途上地域における森林の整備・保全に協力していく。

途上国は、持続可能な開発を遂げていくためには、これまで先進国が経験してきた大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会発展パターンをたどるのではなく、新しい発展パターンを歩んでいかなければならない。また、こうした新しい経済・社会様式は我が国をはじめとする先進国においても実現を目指していくべきものである。こうした取組については、一国では到底対処できず、途上国を含めた世界各国の協力が必要なことから、我が国も国際社会や途上国と共に環境負荷が少ない新しい道を模索していく。

さらに、我が国の経験や技術等を積極的に活用し、地球規模での環境問題対応に貢献する仕組みを形成していくことが重要である。例えば、我が国は、世界的な温室効果ガス排出削減・吸収に貢献するため、現在のクリーン開発メカニズム（CDM）を補完する新たなメカニズムとして、途上国に優れた低炭素技術や製品等を導入し、排出削減・吸収を適切に評価することにより、地球規模での低炭素投資を一層促進する二国間オフセット・クレジット制度を提案しており、その形成を進めていく。

（3）環境活動を通じた我が国の安全保障の向上及び環境産業の育成

我が国が環境協力を実施することは、国際社会における我が国の責任を果たすということに加え、相手国や地球規模でのメリットのみならず、我が国にとっても利益を見出すことができる。例えば、環境協力を通じて相手国の環境改善を促すことにより、海外の発生源に由来する広域環境問題（酸性雨、光化学オキシダント、海洋汚染など）の解決に貢献できる。また、多くの食料や資源を海外からの輸入に依存している我が国にとって、途上国における農地、森林及び水資源の保全、環境に配慮した資源採掘を促すことは、相手国の環境保全に貢献するだけでなく、食料・資源安全保障の観点からも重要である。こうしたことから、相手国や国際社会から評価され、我が国の国際的地位の維持・向上、ひいては安全保障に貢献することにつながるような環境協力に今後積極的に取り組んでいく。

また、途上国において環境保全の取組が進展することは、我が国の環境ビジネスにとっても新たな機会や可能性の提供につながる。震災後特に注目される安全、省エネルギー、再生可能エネルギーをはじめとする我が国が有する環境技術を活用し、世界の環境保全に資するよう積極的に貢献することが世界に対する我が国の役割であり、そうした観点からの環境協力に取り組んでいく。

3. 施策の基本的方向

(1) 基本的方向性

持続可能な社会の実現のための有効な手段として、「グリーン経済」への移行に取り組むことが有効である。それにより、将来にわたって自然界からの資源や生態系から得られる便益を適切に保全・活用しつつ、経済成長と環境を両立することで、人類の福祉を改善しながら、持続可能な成長を推進する経済システムを構築することが重要である。グリーン経済の推進のためには、公害対策に係る取組に加え、温室効果ガスの排出削減、また化石燃料などの枯渇性天然資源の有効利用、さらに生物多様性の保全と持続可能な利用等の要素を開発政策にもたせることが必要である。しかし、多くの途上国では、資金が限られている中で、環境問題に関心は持ちつつも他の経済社会開発が優先される傾向があることも事実である。我が国としては、持続可能な社会の実現に向けて自らが率先してグリーン経済への移行のための取組を進めるとともに、上記中長期的目標に向けて、各国の社会経済の発展レベルを十分に踏まえながら、それぞれの国がグリーン経済へ移行していくことができるような支援を行う。その際には、相手国の10年～20年先の社会経済の発展状況を予想しつつ、今後日本政府ができることと、他国や国際機関と分担すべきこととを整理しながら取り組んでいく。その上で、他ドナーとの協調、民間との連携、我が国への便益の波及などの視点から、総合的かつ具体的な戦略の下で、こうした相手国とwin-winな日本型モデルの環境協力を構築していくとともに、その実施を図る。

また、環境に関する国際交渉においては、各国の利害関係が複雑化している中で、我が国の国益を確保しつつ、実効的な地球環境対策につながる国際枠組みの形成に向けて積極的に貢献するとともに、特に途上国における取組の実施を支援する。

(2) 主体ごとに期待される役割

① NGO/NPO

NGO/NPOは、企業活動や公的な環境協力が実施できないような分野での活動を進めている。企業活動や環境協力の第三者によるモニタリングあるいは評価について、今後ますますNGO/NPOの役割は重要になると考えられる。また、コミュニティベースのプロジェクトや地域再生プロジェクトの展開等には、フットワークの良いNGO/NPOの役割は欠かせない。NGO/NPOの国際的な交流や国際的な議論への参画が進展しているところであり、加えて、国内及び海外のNGO/NPO間の連携を構築するなどにより、NGO/NPOがすでに有している情報ネットワークを活用し、NGO/NPOが機動的に活躍していくことが期待される。

② 地方公共団体

地方自治体は、公害克服の経験やノウハウだけではなく、気候変動対策や省資源にむけた多様な取り組み事例を有している。それらを優良事例として途上国用にローカ

ライズし、社会システムのパッケージとして途上国の地方自治体に移転したり、環境モデル都市構築に協力したりすることは、途上国の能力強化を促進させる有効な方策と考えられることから地方公共団体の取組が期待される。その際、自治体間のパートナーシップの形成や、地方の民間企業やコミュニティと途上国の利害関係者との連携を合わせて推進することは、地方の活力増進に役立つと考えられ、積極的に取り組まれることが望まれる。

③ 研究・教育機関

環境協力を担う人材の量と質を確保させるためには、研究・教育機関においては、環境協力に対する人材の興味・関心の向上、育成機会の充実、雇用の確保、公的機関・民間・NGO 間での人材交流の促進等をバランスよく進め、環境協力に継続的に参画できる専門家を育成する必要がある。

途上国の環境問題に対する関心を更に高めるために、海外でのインターンの機会の増加、海外の大学や研究機関との共同研究の促進や研究者同士が情報交換するためのネットワークづくりが考えられるほか、我が国への留学生をローカル人材として育成することが期待される。

また、大学や大学院の自主的な判断の下、カリキュラムを充実させることにより、環境協力に関与するとともに環境問題に関する途上国と先進国とのインターフェースとなる環境リーダーを育成する場を確保することも期待される。

さらに、環境科学の面でも世界に貢献できるよう、研究・教育機関においても、国際的な科学コミュニティーに通用する発信力のある研究者を育成し増やしていく中長期的な戦略を立てることが期待される。

④ 国

環境協力は、政府のみならず、地方自治体、民間企業、NGO/NPO、市民コミュニティ等の様々な主体が協働することによって、より効果的な成果が期待できる。そのため、国は、さまざまなステークホルダーが有する情報を発信・共有できる体制を構築していく。例えば、JBIC、JICA、JETRO など公的機関、企業やコンサルタントなど民間部門、大学・研究機関などが有している情報を官民双方で共有できるような仕組みを構築するなど、政府と各ステークホルダーとのコミュニケーションチャンネルの強化に取り組んでいく。また、民間の協議等により定められる国際標準や国際基準について、我が国の基準が反映されたり、取り込まれたりするような取組を政府が支援する。さらに、地球観測の継続的な推進と国際的な観測連携・データ共有、学際的なデータ利用等の支援・協力や、各国の環境情報についてデータや施策・技術情報等のデータベース化と情報の共有を進めていく。

環境問題に関する国際交渉においては、我が国の国益と国際貢献の両方の観点から戦略的に取り組んでいくため、各国との対話、国際的な議論に引き続き積極的に参加していく。また、地球環境問題対策に資する国際環境協力を、実効性と途上国の能力向上に配慮しつつ積極的に取り組んでいく。

また、国は、上記のような各主体の取り組みを推進するために、様々な形態で支援を行うことが必要である。例えば、国際的な自治体間の連携や、NGO/NPO 間の連携などパートナーシップの形成を支援する取組を進める。また、特に我が国の NGO/NPO は、常に資金と人材の両面の問題を抱えていることから、NGO/NPO が十分な人材と資金を確保できるような支援方を検討する。さらに、環境協力の分野での継続的な雇用機会は非常に限られているのが実態であり、能力や経験があっても他の道を選ばざるを得ない人材も少なくないことから、国際的に影響力のある人材を安定的に確保するため、当該分野における経験者を視野に入れた「キャリアパス」を構築するなどにより、需給バランスのとれた雇用機会を提供するための方策を検討する。

(3) 重点的取組事項

① 「グリーン経済」を念頭においた国際協力

地球規模で持続可能な社会を実現するためには途上国が今後どのように成長するかが課題であるが、各国がグリーン経済へ移行できるように、それぞれの社会経済の発展レベルや相手国の有する自然資源、文化的背景を十分に踏まえた協力が行われなければならない。我が国もそうした環境協力を積極的に取り組む。

新興国では、すでに大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会発展スタイルが浸透しており、これらが引き起こしかねない先進国と同様の環境問題を経験するのではなく、より環境への負荷が少ない新たな成長パターンを開拓していくことが必要である。このため、これらの国とは、先進国の過去の成功・失敗経験や技術を伝達することによって環境改善を促すだけでなく、例えば、製造者責任など外部費用の内部化を図る政策転換の促進、IT を活用したインフラのグリーン化、スマート・グリッドなど需要サイドから供給サイドをコントロールするシステムの導入などの公共投資のグリーン化など先進国においても発展させている取組を活用しつつ、中・長期の視点を踏まえた、より環境に配慮した社会作りを共に目指していく取組を進めていく。また、新興国からの温室効果ガスの排出量は今後も増加が見込まれるため、限られたリソースを有効に活用する観点から、温暖化対策と環境汚染対策等の複数の便益を、同時に達成する対策を採るための支援に取り組んでいく。

後発開発途上国（LDC）においては、貧困削減と環境保全を両立させる必要がある。このような国に対しては、過去に利用されてきたような比較的シンプルで維持管理も容易な環境対策が適している場合もあることから、そのようなものも選択肢に含めて、相手国の社会・経済状況に適した支援を行っていく。また、貧困は、気候変動に適応する社会の能力を弱め、社会が気候変動によって大きなダメージを受けやすくなる要因の一つである。LDC の開発支援に当たっては、気候変動への強靭さを高めるという視点を重視して取り組んでいく。

これらを効果的に機能させるための制度的な枠組みとその適切な運用も必要である。多くの途上国では、制度および法律が整備されていないケースもあり、整備されていてもそれがきちんと実施されていないケースもある。また、環境の状況を十分に把握できないために効果的な対策を取ることができない場合もある。これらに対し、我が国が経験

してきた公害についての制度的な対応、仕組み、システム等をパッケージにして移転する環境協力の形態が効果的な場合も考えられる。我が国には、住民や地域社会が参加した形での環境法令の遵守などのソフト対策により環境改善を進めてきた歴史があることから、我が国と相手国の国、地方自治体、企業、民間団体等同士の情報・意見交換や共同事業といった協力を一体とした協力取組の形成に取り組んでいく。さらに、地球観測衛星等を使った観測・モニタリング等、新たな技術・知見の活用を検討していく。このように、公害克服や3Rなど我が国がこれまで培ってきたノウハウや新たな技術などを途上国のニーズ及び状況に適応するようローカライズし、実情にあった制度的な枠組みとその運用等の社会システム等をパッケージにした協力を積極的に展開していく。

さらに、国際的に議論が進んでいる、環境・経済・社会状況が多様な国々における持続可能な開発やグリーン経済の進展度を測定するための基準となる指標の策定については、持続可能性に関する我が国のこれまでの経験及び知見を踏まえ、積極的な貢献を図る。

② 重点地域の選定

我が国と相手国との結びつきを考慮し、重点的に連携すべき相手を選定する戦略を作成するとともに、地域によって協力のアプローチを整理する。その際、具体的には、①地理的、経済的、人的交流関係、②当該地域の地球環境に与える影響、③国際交渉上の重要度等を考慮することが必要と考えられる。

そのような観点から、東南アジアや北東アジアは、特に人口増加を背景とした急速な都市化が進んでいる国々も多く、経済的な結びつきも強い。また、地理的に、当該国で発生した環境問題の我が国への影響も考えられることから、国際協力により得られる利益の可能性は大きい。中国は、環境負荷の観点からも、環境ビジネス市場としても、特に重要な国と考えられる。また、東南アジアではASEANが、2015年に「安全保障共同体」、「経済共同体」、「社会・文化共同体」を柱とした共同体構築を目標としており、このような地域統合体との連携も極めて重要と考えられる。

これに加え今後は、南アジア、中央アジア、アフリカ諸国についても友好関係構築に向けた環境協力も必要と考えられる。特に、インドは、今後の経済成長や人口増加を考慮すると、我が国の環境協力が果たす役割は大きいと考えられる。多くの日本企業が同国への事業展開を図っていることに鑑み、我が国の環境技術をインドにおけるインフラ事業等に活かしていく方法を検討していく。また、中央アジア地域については、資源採掘およびエネルギー開発に伴う著しい環境破壊が懸念されており、我が国の成功・失敗経験が活かせる可能性があることから、協力の形成を検討していく。

なお、アジア等の地域においては都市に居住する人口の比率が高く、都市の環境負荷、環境問題が重要な課題であり、持続可能な都市づくりに着目した取組をアジア各国と協力して引き続き進めていく。

③ 民間資金や多国間資金の積極的活用

A 民間資金の活用

昨今の途上国への資金の流れは、公的資金よりも民間資金のほうがはるかに大きい。

環境対策と経済・社会開発が密接になってきていることから、民間投資のグリーン化を加速させることが重要である。このため、環境ビジネスの推進支援や途上国への投資環境の整備等に取り組んでいく。特に、民間資金が大量に流入している新興国では、環境分野に投融資する資金も余裕があるといわれており、グリーン化のインセンティブと環境影響による社会経済のリスク削減の仕組みを与え、グリーン化投資に対して資金が投入される仕組みの構築に取り組んでいく。さらに、企業に対する的確な情報提供の仕組み等を整備し、企業の市場参入リスクを軽減する仕組みの構築に取り組んでいく。

B 多国間資金の活用

多国間資金（国際機関や条約に基づいて設置されている基金や、世界銀行やアジア開発銀行など多国間開発金融機関の資金）は、地球規模の課題や国際社会の重要な問題に関する国際協力の豊富な経験と人材、多くの現地事務所を有することによる優れた情報網を有しており、二国間援助を補完するものとして重要な役割を果たしていることから、その特性を活かした枠組みを最大限に活用するよう取り組んでいく。

多国間資金に対しては、我が国はこれまで多額の資金を拠出してきているところであり、その意思決定や資金の活用の点に影響力を行使し、多国間協力をより有効に活用していくべきであり、そのための戦略も検討する。

これまでの多国間枠組を活用した成功例を分析すると、適切な人材を配置し、加盟国のニーズを的確に把握した上で、そのフレームワークを効果的に活用し、タイミングよく事業を提案してきたことが成功に繋がってきたと言える。多国間資金を活用する際には、加盟国に対する説得力ある提案の形成に関わっていくことに加え、戦略的に多様なステークホルダーと連携し事業形成・提案における協力関係構築を目指すとともに、今後は特に官民との連携に注力していく。また、多国間資金と我が国の公的資金のそれぞれの強みを生かす組み合わせ、あるいは使い分けを行うことで、世界規模で、より効果的・効率的な支援を実現する策も検討する。

④国際的な枠組み作りにおける主導的役割

環境保全の取組に関する国際的な枠組みづくりに積極的に関与していく。特に、地球温暖化対策については、カンクン合意を踏まえ、我が国の最終目的である「全ての主要排出国が参加する公平かつ実効性のある国際的枠組みを構築する新しい一つの包括的な法的文書の早急な採択」を目指して、国際交渉を進める。また、2015年を達成年限としているミレニアム開発目標（MDG）に関し、2015年以降の国際目標となるポストMDGにおける環境に関する目標の策定に向けた国際議論に関与していく。水銀に関する条約の2013年の採択を目指した政府間交渉に積極的に貢献するとともに、交渉の進展を踏まえつつ、国内担保のための所要の措置を講じる。さらに、我が国が議長を務めた生物多様性条約第10回締約国会議の主要な成果の一つである愛知目標の達成に向け、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」設立への積極的貢献等、国際的取組をリードしていく。